

【用語】大織―太織、麻織物・綿織物の総称 農間―農業の合い間 賃
ばた渡世―機屋から貸与された糸を織つて加工賃をとり生活すること
加判―借用証文に債務者とともに判を加え、連帯責任の所在を明らか
にすること 急度―必ず 弁金―金銭の融通をつけること 保泉村
―佐波郡境町 茂呂村―伊勢崎市茂呂

【解説】伊勢崎の太織生産地域に、いわゆる元機屋もとばたや（織元）と称する織
物業者が現われたのは文政年間の頃といわれている。その元機屋は自
己資金で原料糸を買い付け、それを自ら染色し、また紺屋に依頼して
染色を施したうえで、一疋分の染め上がり糸に指定の縞柄を付して農
家（實織人）に配布した。糸を配布された農家は、自分で糊付け・整経・
機巻・掛糸からおき箆通し・製織までの全工程を行い元機屋に納めるとい
うものであった。当時、太織ふとりじま縞と呼ばれていた伊勢崎縞は弘化四年（一
八四七）に絵柄を織り込む大縞が発明されるなど、生産技術の向上が商
品価値の増大をもたらした。同年十一月の時点で伊勢崎領内の元機屋
は六六軒あり、嘉永元年（二八四八）には一〇二軒に達した。

この文書は天保十四年（二八四三）八月、保泉村の又内が下植木村（伊
勢崎市）の元機屋下城勇蔵にあてた賃機渡世証文である。その契約内容
は、①農間の家内稼ぎとして太織糸を借用し、織上げ次第に製品を納
入する、②時相場による織賃の貸付け（支払）をうけ、くり返し太織糸
を借用する、③賃機渡世が継続される間に損失が生じても、加判人が
弁済し元機屋へは少しも迷惑をかけない、というものであった。なお、
「農間稼ぎ」の主体者は又内の女房ないし女子であり、織子おひこと呼ばれ
た。